

「ハートフルフェスタ2025おかやま」開催事業技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年8月4日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

「ハートフルフェスタ2025おかやま」開催事業

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 履行場所

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課長が指定する場所

(5) 見積上限額

2,381,500円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

（うち、委託金額2,370,500円以内、イベント保険料11,000円以内）

2 技術提案に参加できる者の資格

公告日から委託事業者が決定する日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること
- (2) 「入札参加資格者名簿」の「入札参加資格」のうち「格付部分」が「A（契約の予定価格制限なし）」もしくは「B（契約の予定価格八百万円未満）」に該当する者であること
- (3) 「入札参加資格者名簿」の業務種目「大分類5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」の中の、「小分類5 広告・広報」及び「小分類6 イベント企画・運営」の両種目に登録した者であること
- (4) 「入札参加資格者名簿」に登載された所在地が岡山県内であること。もしくは、「入札参加

資格者名簿」に登載された所在地が県外であっても、支店・営業所が岡山県内にあること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

TEL 086-226-7406

FAX 086-234-5924

4 技術提案手続等

- (1) 委託業務仕様書及び技術提案参加資格確認申請書の配布期間及び場所
 - ア 配布期間 令和7年8月4日（月）から令和7年8月18日（月）
9時～12時、13時～17時（但し、閉庁日を除く）
 - イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課ホームページからダウンロードすることもできる。
- (2) 仕様等に対する質問の受付
 - ア 受付期限 令和7年8月18日（月）17時（必着）
 - イ 受付方法 「仕様等に対する質問・回答書」（様式第2号）によりFAXにより提出すること。なお、電話又は口頭による質疑には応じられない。
 - ウ 宛 先 岡山県県民生活部人権・男女共同参画課
FAX 086-234-5924

※質問の内容及び回答については、必要に応じて岡山県のホームページに掲載する。
- (3) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出
 - ア 提出期限 令和7年8月20日（水）17時（必着）
 - イ 提出場所 上記3の場所に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る）

(4) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年8月28日(木)までに、上記(2)ウの宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期限 令和7年8月28日(木) 17時(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

(ア) 技術提案書

- ・様式は任意とし、サイズはA4版縦の左綴じとする。ただし、図面等を使用する場合は、A3版横の使用も可とする。
- ・提案書には、概ね次の項目について記載されていることが必要である。

(a) 事業計画

- ・テーマに沿った企画・ねらい
- ・構成(タイムスケジュール、ステージイベントの演目、出演候補者等)
- ・契約から事業完了までの全体スケジュール(事業後の書類作成含む)
- ・オンラインによる配信に係る事項
- ・ポスター及び作文入賞者や入賞作品を紹介する動画等の案

(b) 運営等に関する業務

- ・会場配置図
- ・障害のある人等への対応(手話通訳、要約筆記、合理的配慮等)
- ・来場者の安全確保を優先した運営体制(スタッフの役割、人数等)
- ・荒天の影響等により、会場での開催を中止する場合の対応
- ・フェスタの規模及び提案内容に見合ったイベント賠償責任保険内容

(c) 広報等に関する業務

- ・広報宣伝計画(周知する媒体、内容、時期、工夫等)
- ・参加者募集チラシのデザイン案
- ・「ハートフルフェスタ2025おかやま」ホームページの案
- ・Web広告のデザイン案

(イ) 見積書

- ・様式は任意とする
- ・本事業に要する全ての経費を見積もること

- ・ 託児室で行う託児業務は、県と託児業者が別途契約を締結し、県が経費を支払うため、当該業務に要する経費については、本事業に要する経費に含めないこと
- ・ 内訳を具体的に示すこと

(ウ) 実績調書(様式第3号)

過去に同程度のイベントの開催・運営委託業務の実績がある場合は、提出すること。なお、当該実績にかかる契約書の写し等、内容を証明できる書類を添付すること

(エ) 誓約書(様式第4号)

エ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る)

オ 提出部数 8部(見積書は、正本1部のほか写し7部)

(6) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、委託事業者選定委員会において前記(5)により提出した書類について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 説明日時 令和7年9月1日(月) ※詳細は参加団体に対し別途連絡する

イ 説明方法 オンラインによるプレゼンテーション

ウ 説明時間 1提案あたり45分以内(説明30分、質疑応答15分)

5 審査及び選定の方法

複数の選定委員で構成する委託事業者選定委員会において、上記4(6)技術提案書の説明(プレゼンテーション)を実施の上、別添「ハートフルフェスタ2025おかやま」開催事業委託事業者選定審査要領により、提案書等の内容を審査し、採用する技術提案(委託事業者)を選定する。

6 契約の締結

(1) 契約の締結

委託事業者の決定後、採用された技術提案を基本として県と当該委託事業者が再度詳細な協議を行った後、契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

7 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に参加する資格のない者が提案したとき

(2) 提案書等が、上記4(3)ア及び(5)アの提出期限を超えて提出されたとき

- (3) 上記4 (6) の説明に参加しなかったとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 見積書の金額が、上記1 (5) の金額を超えるとき
- (6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

8 その他

- (1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、上記4 (6) における補足説明資料がある場合は、技術提案書の説明（プレゼンテーション）までに持参又は郵送等により、上記3の場所に届けることとする。
- (2) 技術提案は、技術提案参加者ごとに2案までとする。
- (3) 技術提案に係る費用は、すべて技術提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、委託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 技術提案参加者に、提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。

(別添)

「ハートフルフェスタ2025おかやま」開催事業委託事業者選定審査要領

- 趣旨 この要領は、標記委託事業者の選定に係る審査に必要な事項を定める。
- 審査 審査は、オンラインによる委託事業者選定委員会において、各技術提案参加加者から提出された提案書及び説明の内容に基づき3に定める内容により行う。
- 審査項目等

No.	審査項目	審査基準	配点 (満点)
1	事業内容	<ul style="list-style-type: none">・テーマの現状を理解し、テーマ趣旨に沿った企画となっているか。・特に若い世代が関心を持ちやすく、またより多くの集客の見込める内容（ステージイベントの演目、出演候補者等）であるか。	20点
2	事業計画	<ul style="list-style-type: none">・契約から事業完了まで、事業を適切に実施できるスケジュールであるか。・事業の進行管理が可能な体制であるか。・オンラインによる配信方法は適切か。	5点
3	運営等に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・事業を適切に実施できる運営体制であるか。・障害のある人等へも配慮された運営（会場設営、スタッフ配置等）であるか。・インターネットを使った配信に関する技術や知識を持ち合わせており、十分な対応が可能か。	10点
4	広報等に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・独自の効果的な広報活動の提案があるか。・提案された広報活動は費用対効果の面から適切であるか。・周知するための媒体、内容、時期について、工夫等がなされているか。・県民からの問い合わせ等に対して、十分な対応が可能か。	10点
5	見積書、実績調書、その他	<ul style="list-style-type: none">・「委託業務仕様書」に示した業務についての経費の積算が適切にされているか。また、見積金額は事業内容等に見合った額であるか。・類似業務の受託実績等があり、有効かつ適切な業務が確保できるか。・その他特筆すべき事項	5点
	計		50点

- 審査等各選定委員がつけた点数を合計し、その合計点数が最も高かった者を委託候補者として選定する。ただし、前記3の「No.1 事業内容」「No.2 事業計画」及び「No.4 広報等に関する業務」に係る項目について、満点の2分の1未満の点数をつけた選定委員が1名でもいる場合、その提案は不採択とする。